

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(青少年補導員)</p> <p>第7条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、禁固刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(青少年補導員)</p> <p>第7条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上<u>70歳以下</u>の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、禁固刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後

第1号様式（第9条）

				第	号			
<u>青少年補導員証</u>								
				年	月 日発行			
委 嘱 期 間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div>							
自						年	月	日
至						年	月	日
氏 名	_____							
生年月日	年	月	日					
住 所	_____							
上記の者、茂原市青少年補導センターの青少年補導員であることを証明する。								
茂原市教育委員会								

現 行

第1号様式（第9条）

				第	号				
<u>青少年補導員証</u>									
				平成	年 月 日発行				
委 嘱 期 間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div>								
自						平成	年	月	日
至						平成	年	月	日
氏 名	_____								
生年月日	年	月	日						
住 所	_____								
上記の者、茂原市青少年補導センターの青少年補導員であることを証明する。									
茂原市教育委員会									

附 則（令和X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定は公布の日から施行する。